大紀町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（R3年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）R1年度の人件費率
R2年度	人 8,121	千円 8,467,107	千円 345,636	千円 1,165,424	% 13.8	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
R2年度	人 122	千円 413,914	千円 43,426	千円 164,834	千円 622,174

（参考）一人当たり給与費　B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,100	千円 4,505

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

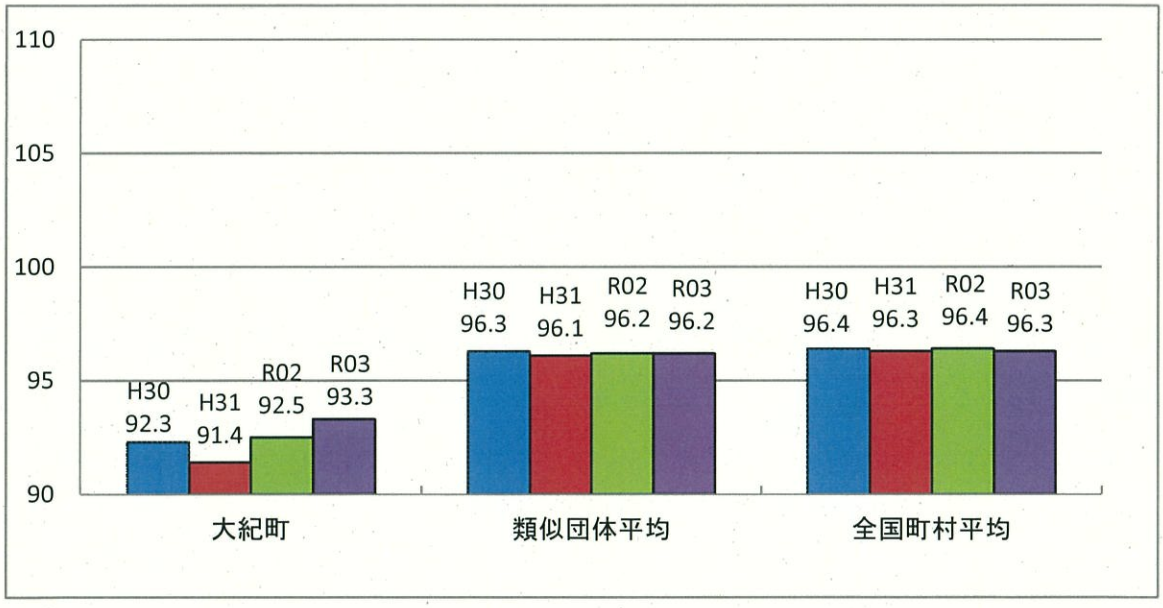

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により、ラスパイレス指数は上昇しているものの依然として類似団体、全国町村平均を大きく下回っている状況にある。

（4） 給与改定の状況　　人事委員会を設置していません

（5） 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直

①給料表の見直し

［ 未実施 ］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

地域手当の支給はありません。

③その他の見直し内容

（6） 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
大紀町	歳 42.8	円 304,319	円 323,514	円 328,022
三重県	歳 44.3	円 336,800	円 434,534	円 375,895
国	歳 43.0	円 325,827	円 407,153	円 －
類似団体	歳 41.3	円 303,228	円 352,080	円 328,022

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢（歳）	職員数（人）	平均給料月額（円）	平均給与月額A（円）	平均給与月額国比較ベース（円）	対応する民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額B（円）	A／B
大　紀　町	52.1	13	268,923	281,607	328,603	－	－	－	－
内 学校給食員	52.9	6	261,483	265,450	－	調理士	47.2	248,100	1.07
内 用務員	59.0	1	270,800	277,300	－	用務員	50.3	235,200	1.18
内 自動車運転手	48.9	4	276,975	307,900	－	自家用乗用自動車運転手	59.3	219,900	1.40
三重県	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国	50.9	2,201	286,947	328,603	－	－	－	－	－
類似団体	51.1	4	286,138	305,729	296,953	－	－	－	－

区　分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員C（円）	民間D（円）	C／D
大　紀　町	－	－	－
内 学校給食員	3,774,060	3,333,400	1.13
内 用務員	3,950,600	3,186,100	1.24
内 自動車運転手	4,359,184	3,002,400	1.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較は年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員に、おいては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区　分		大　紀　町	三　重　県	国
一般行政職	大学卒	182,200　円	189,200　円	182,200　円
	高校卒	150,600　円	154,900　円	150,600　円
技能労務職	高校卒	136,100　円	154,900　円	－　円
	中学卒	－　円	143,500　円	－　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,900 円	339,000 円	369,700 円	380,100 円
	高校卒	221,900 円	302,900 円	352,800 円	362,900 円
技能労務職	高校卒	211,700 円	257,400 円	259,200 円	279,300 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給与月額
1級	主事、主事補の職務	10 人	11.9 %	146,100 円	247,600 円
2級	主事の職務	6 人	7.1 %	195,500 円	304,200 円
3級	係長、主査の職務	21 人	25.0 %	231,500 円	350,000 円
4級	調整監、課長補佐、主幹の職務	31 人	36.9 %	264,200 円	381,000 円
5級	課長、支所(出張所)長、室長対策監、特命監の職務	16 人	19.0 %	289,700 円	393,000 円
6級	参事の職務	0 人	0.0 %	319,200 円	410,200 円

（注） 1 大紀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

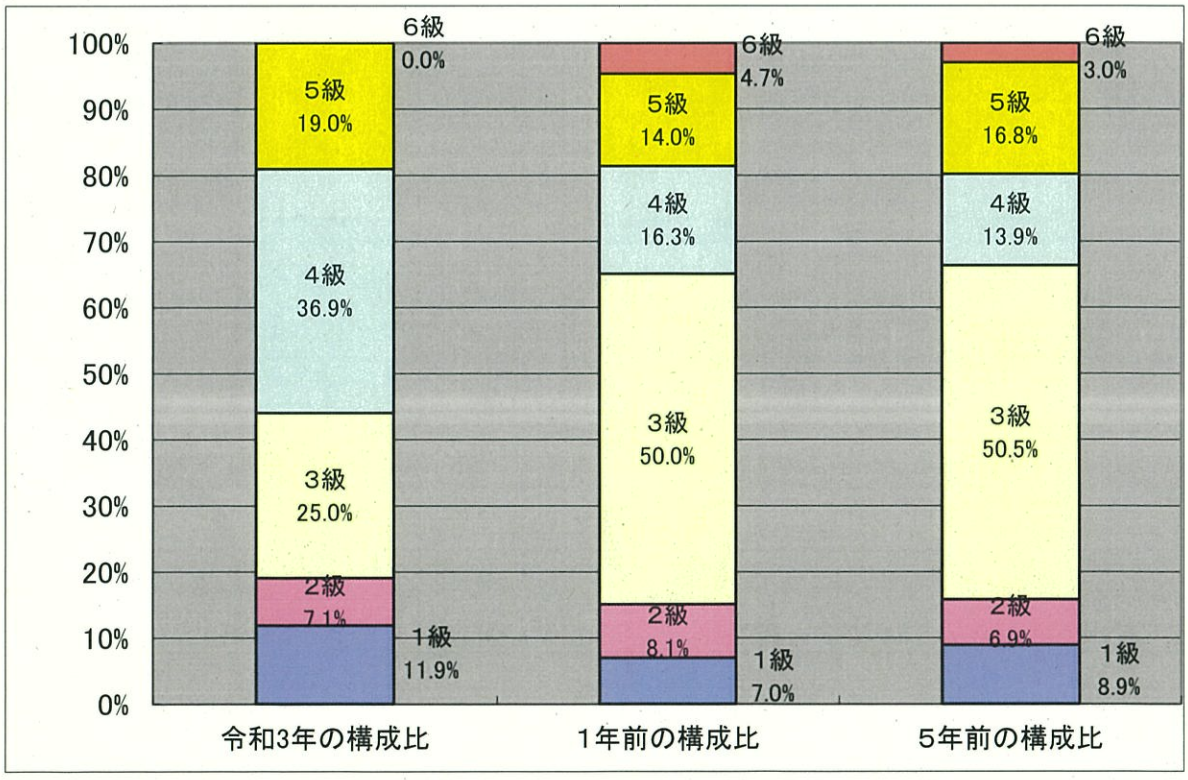

（注） 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

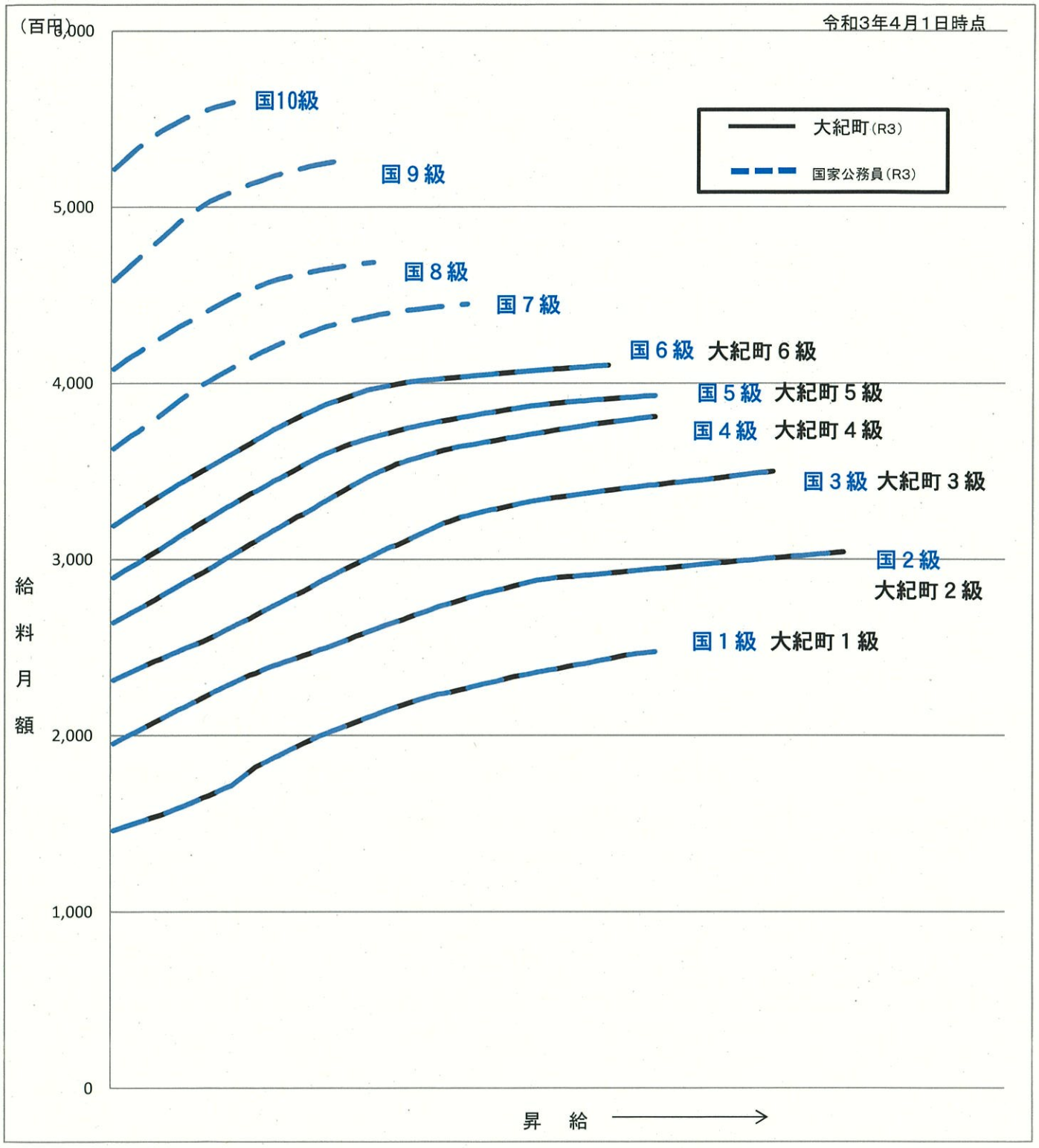

級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
団体	11.9%	7.1%	25.0%	36.9%	19.0%					

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大紀町	三重県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,329千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,677千円	－
（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分　勤勉手当 1.90 月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分　勤勉手当 1.90 月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分　勤勉手当 1.90 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

大紀町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置			その他加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	870千円	20,831千円		（2%～45%加算）	

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当　　支給ありません

(4) 特殊勤務手当　　支給ありません

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	8,495　千円
職員１人当たり平均支給年額（2年度決算）	69　千円
支給実績（元年度決算）	13,531　千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	119　千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者　月額6,500円 ・配偶者以外の扶養親族　月額6,500円 ・子　月額10,000円 16～22歳の子1人につき5,000円の加算	同		12,223千円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅を所有している職員に支給 借家　最高支給限度月額28,000円 自宅　月額2,500円（新築から5年に限る）	異	自宅　月額2,500円（新築から5年に限る）	1,056千円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用している職員に支給 ・交通機関利用者 最高限度月額55,000円 ・交通用具を使用 距離に応じて月額2,000円～月額24,500円	異	5km以上から60km以上各区分につき、100円～7,100円を減額	8,032千円
管理職手当	役職に応じた額を支給 参事35,000円　課長30,000円	異	俸給表・職務の級別、特別調整の区分別に定めれた額が異なる	6,730千円
宿日直手当	宿直勤務1回につき4,400円	同		4,276千円

5　特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	町長	770,000 円 ( )	870,000 円 ／	391,500 円
	副町長	560,000 円	653,000 円 ／	360,000 円
報酬	議長	285,000 円	432,000 円 ／	200,000 円
	副議長	220,000 円	355,000 円 ／	168,000 円
	議員	200,000 円	301,000 円 ／	150,000 円
期末手当	町長 副町長	(2年度支給割合) 4.45 月分		
	議長 副議長 議員	(2年度支給割合) 3.55 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	支給時期
	町長	77万円×48月×41.6／100	15,375千円	任期毎
	副町長	56万円×48月×25.0／100	6,720千円	任期毎

（注）　1　給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
　　2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込みである。

6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門＼区分			職員数 令和3年	職員数 令和2年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	2	△ 1	退職不補充
		総務	40	37	3	新規採用者の課付け
		税務	6	6	0	
		民生	34	36	△ 2	退職不補充
		衛生	7	7	0	
		農林水産	8	10	△ 2	退職不補充
		商工	4	4	0	
		土木	8	8	0	
		計	108	110	△ 2	〈参考〉 人口１万当たり職員数　132.98人 (類似団体の人口１万当たりの職員数　111.52人)
	教育部門		14	14	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		122	124	△ 2	〈参考〉 人口１万当たり職員数　150.22人 (類似団体の人口１万当たりの職員数　134.21人)
公営企業等	水道		3	3	0	
	その他		9	9	0	
	小計		12	12	0	
合計			134 [208]	136 [208]	△ 2 [0]	〈参考〉 人口１万当たり職員数　165.00人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

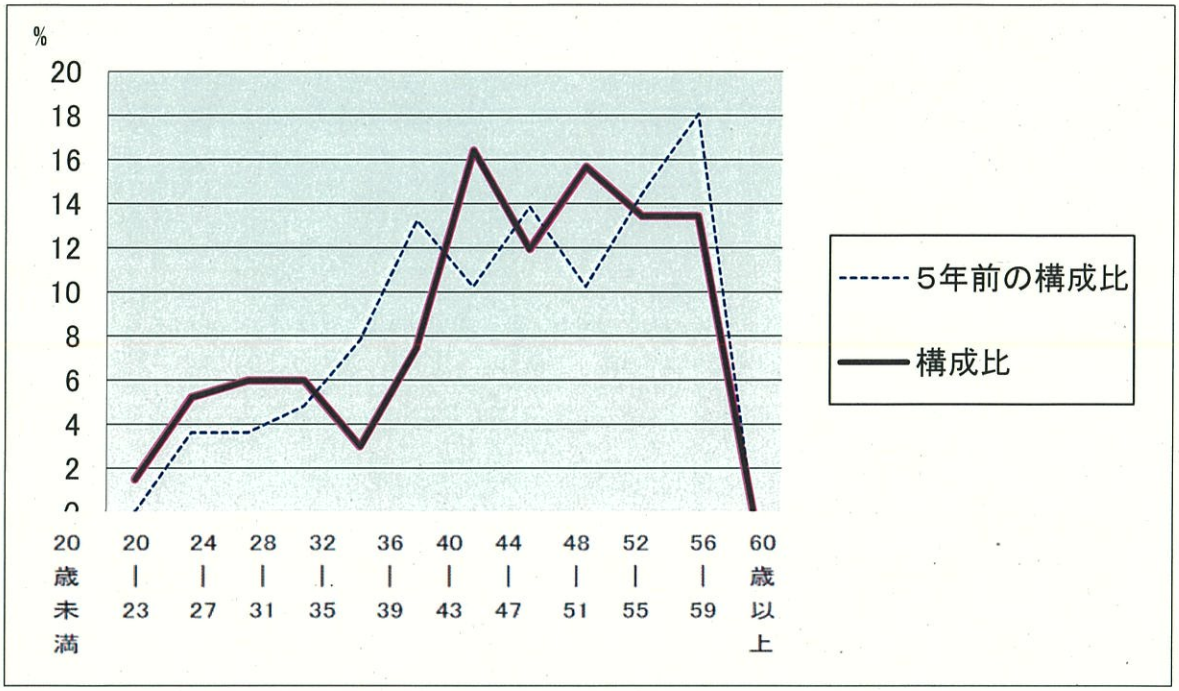

区　分	20歳～未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～以上	計
職員数	人 2	人 7	人 8	人 8	人 4	人 10	人 22	人 16	人 21	人 18	人 18	人 0	人 134

(3) 職員数の推移

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	132	127	116	114	110	108	▲24(▲22.2%)
教育							
消防							
普通会計計	153	145	132	130	124	122	▲31(▲25.4%)
公営企業計	13	12	13	13	12	12	
総合計	166	157	145	143	136	134	▲32(▲23.8%)

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。